

※課税証明書を取得する際に役場窓口へご提出ください。

各市町村ご担当者 様

高等学校等就学支援金の支給に関する課税証明書等の発行について（お願い）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給の申し込み等の手続きのため、貴市町村発行の「課税証明書」及び別添「高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）」が必要となります。

つきましては、課税証明書と併せて交付申請者に係る別添様式についても発行していただきますようお願いいたします。

また、別添様式の発行にあたり、連絡事項がありましたら、下記の該当する箇所にチェックを付けていただき、別添様式と併せて申請者へお渡しください。（課税証明書で内容が確認できるなど、別添様式の交付が必要ない場合でも、本書にチェックの上、お渡しいただければ幸いです）

この件に関するお問い合わせ先
茨城県立水戸南高等学校 事務室
電話 029-247-6173

＜高等学校等就学支援金の判定基準＞

市町村民税の課税標準額 × 6 % － 市町村民税の調整控除の額 < 304,200 円

＜市町村ご担当者様 チェック欄＞

該当する箇所にチェックをお願いします。

- ☐ 別添様式に必要事項を記入しました。
- ☐ 別添様式の内容は課税証明書で確認可能です。（別添様式交付なし）
- ☐ その他（ ）

(別紙)

殿

(氏名)

高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）

高等学校等就学支援金の支給に関する法律その他の関係法令に基づき実施される、高等学校等就学支援金の支給に関して、その申込等の手続きのため照会があった事項のうち、添付の課税証明書等に記載のない以下の事項（マイナンバー制度において情報連携を行うデータ項目等を定めた「データ標準レイアウト様式 B-002（地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報）」における定義によるものとします。）については、下記の通りです。

令和____年度（令和____年分）の所得等

● 課税所得額（課税標準額） _____ 円

※ 課税総所得金額やその他の課税所得金額が課税証明書に記載されており、これらを合計することにより課税所得額（課税標準額）が分かる場合には記載の必要はありません。

(税額控除 内訳)

● 調整控除の額 _____ 円

※市町村民税相当分

令和____年____月____日

市区町村名（担当部局課名）

印